

新井病院倫理審査委員会規程

(目的)

第1条

医療法人新井病院（以下「当院」という）は、職員が実施する臨床研究を適正に推進するために、「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下「倫理指針」という）に基づいて、当院に有識者から成る医療法人新井病院倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、その事務遂行のために医療法人新井病院倫理審査委員会規程（以下「本規程」という）を定める。

(定義)

第2条

本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「倫理指針」の定めるところによる。

(責務)

第3条

委員会に委員長を置き、院長をもって充てる。審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を当院院長に答申する。

(組織)

第4条

委員会は、当院院長が指名する者をもって組織する。

(事務)

第5条

委員会の事務局を新井病院に置く。

(開催頻度)

第6条

委員会は、原則として月1回開催する。なお、当院院長から緊急に意見を求められた場合には随時委員会を開催することができる。

(雑則)

第7条

第3条（責務）、第4条（組織）、第5条（事務）、第7条（運営等）に関して、各条に定めるものの他、各条の施行に必要な事項は、倫理審査委員会業務手順書に定める。

(改廃)

第8条

本規程の改廃は当院院長が行う。

附則

この規程は、令和2年1月27日から施行する。